

## 5 災害医療

### 現状と課題

#### (1) 災害時における医療・救護活動体制の基本的枠組

災害拠点病院等

- 京都府では、平成 27 年 4 月に新たに 5 医療機関を地域災害拠点病院に指定し、京都・乙訓医療圏及び山城北医療圏では、複数の災害拠点病院体制となりました(計 13 病院)。また、平成 25 年度より「京都府災害拠点病院等連絡協議会」を開催し、関係機関の連携体制を強化するなど府内の災害医療提供体制の強化を図っています。
- 平成 26 年度から京都府独自の DMAT(災害派遣医療チーム)養成研修を開催し、平成 29 年 9 月 1 日現在で、災害拠点病院を中心とする 14 医療機関に 55 の DMAT チームと 290 名の DMAT 隊員を指定しています。平成 28 年 4 月の熊本地震では、全ての DMAT 指定医療機関から、延べ 334 名が被災地において救護活動等に従事しました。
- 災害時の医療情報を集約・一元化し、医療資源の配分を適切に行うため、被災時の地域医療を統括・調整する「京都府災害医療コーディネーター」32 名を委嘱し、訓練や研修への参加を積極的に行うこととしています。
- 災害時に災害拠点病院、DMAT、災害医療コーディネーターが京都府及び関係機関等と連携して、その役割を十分に発揮するための体制を確立する必要があります。  
災害拠点病院は、地域のハザードマップや起こりうるリスクを考慮し、災害時の診療機能継続を図るための体制を強化する必要があります。  
災害時の精神疾患を有する患者の受入れ、精神科医療を行うための診療等災害時における精神科医療の提供が必要です。

保健医療調整本部及び保健所等

- 災害を超急性期から中長期まで捉え、各フェーズで想定される状況や必要な医療救護活動を検討し、地域の実情を踏まえた具体的な医療連携体制の構築、フェーズごとの状況変化に応じた関係機関の役割分担を明確化する必要があります。
- 京都府における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備にあたり、医療チームや保健師チーム等全体をマネジメントする機能を構築するため、様々な職種からなる保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理、分析等の総合調整を行う「保健医療調整本部」体制を構築する必要があります。
- 保健所は、地域住民への支援を最前線で展開するため、市町村と連携して保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、保健医療調整本部から派遣された保健医療活動チームの派遣調整を行うなど、被災市町村の保健医療活動への支援や協働する役割が求められています。
- 京都府、災害拠点病院、保健所は平常時から、地域の医師会等の医療関係者、行政、関係機関が定期的に情報交換することを目的に地域災害医療連絡協議会の開催や研修会、訓練等を実施し、災害時に迅速に連携できるよう、互いの顔の見える関係性を作る必要があります。

## (2) 医療機関における被害状況の把握

災害による被害を最小限にとどめ、災害からの早期回復を図る上で、医療機関等の被害状況を迅速、正確に把握することが欠かせません。

京都府では全ての病院が、国の「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」と連動した「京都府救急医療情報システム」に登録していますが、全ての参加機関が操作等の研修・訓練を実施し、災害時に活用できるよう図っていく必要があります。

## (3) 原子力災害医療

原子力発電所において事故が発生した場合、放射線被ばくや放射性物質による汚染を伴う傷病者の発生が想定されます。このような状況において、迅速かつ的確な対応が行えるよう、原子力災害医療体制の充実、関係機関間のネットワークの強化を図る必要があります。

府緊急時放射線検査施設を舞鶴赤十字病院に設置しています。施設内には、放射線測定機材、放射線防護資材、安定ヨウ素剤等を配備しています。

原子力災害医療は、通常の医療の知識だけでなく、放射線防護等の専門的な知識も併せて求められますので、原子力災害医療業務に対応できる、医師、看護師、診療放射線技師等の養成・確保や資質の向上が必要です。

原子力災害医療体制は、原子力施設内の医療施設、避難所のほか、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターから構成されます。

原子力災害医療協力機関

- ・原子力災害医療協力機関は、平成29年9月現在、29機関登録しています。被ばく患者等に対する初期診療、被災者に対する放射性物質による汚染の測定、救護所への医療チームの派遣、安定ヨウ素剤配布の支援等を行います。

原子力災害拠点病院

- ・原子力災害拠点病院として、3病院（国立病院機構京都医療センター、京都大学医学部附属病院、府立医科大学附属病院）を指定しています。被ばく傷病者等の専門的医療、研修訓練の実施、原子力災害医療派遣チームの配置等の役割を担います。

高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合医療センター

- ・高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは広島大学が指定されています。重篤な内部被ばくや高線量被ばくの患者の高度専門的な診療を行います。原子力災害医療の中心的機関として、原子力災害拠点病院等への支援、関係機関とのネットワークの構築、原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行います。

## (4) 医薬品等の確保

災害時に必要な医薬品については、京都府医薬品卸協会各社及び関係団体と優先供給に関する協定を締結し、発災後3日間における救急医薬品として2万7千人分を確保し、団体の使用車両は緊急通行車両として活動できるよう届け出ています。

## (5) 災害時における要配慮者対策

避難生活等を送る要配慮者には、高齢者、障害者のみならず、避難情報等の入手が困難な子どもや外国人(観光客含む)、ペット同伴者等も含まれ、避難所生活を送る上で精神的に不安となる場合や、避難時にケガをするなどして要配慮者になる場合もあります。誰もが避難所を快適

に利用できるよう、要配慮者のニーズに対応する工夫が必要です。

原子力発電所(高浜発電所及び大飯発電所)事故における緊急時の防護措置を準備する地域(UPZ)内及び近隣地区等には、複数の医療施設、福祉施設があり、原子力災害発生時には、それぞれの施設の状況等に応じて、安全に避難等するための対策等が必要になります。

## 対策の方向

### ポイント

#### 災害医療

- ・大規模災害発生時に速やかに京都府災害対策本部の下に、保健医療活動の総合調整を行うための「保健医療調整本部」を設置する庁内体制を構築するとともに、超急性期から中長期までの災害フェーズごとの各機関の役割を明確化
- ・災害医療コーディネート体制を整備し、亜急性期を含めた災害医療体制を強化するため、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンや保健医療活動チーム等(DMAT、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理チーム(DHEAT)、災害支援ナース等)専門分野との連携体制を構築
- ・災害拠点精神科病院(災害時においても、医療保護入院等の精神科医療を行うための診療機能を有するほか、患者の一時的避難に対応できる場所を有し、災害時における精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う病院)の設置を検討
- ・地域における災害時の医療体制の確保ため、医療圏毎に保健所、災害拠点病院、地区医師会等を中心とした地域災害医療連携協議会の開催と訓練・研修の実施
- ・大規模災害時における広域医療体制を強化するため、関西広域連合管内の災害時における初動体制を早期確立するとともに、被災時の応援ドクターヘリ参集拠点を確保し受援体制を強化
- ・災害時の医療機関における診療機能低下の軽減や早期回復を図るため、業務継続計画(BCP)の策定を推進
- ・災害時の情報収集能力向上と構成団体間の情報を共有するため、全ての病院、行政機関は、国の「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」と連動した「京都府救急医療情報システム」の入力訓練を実施。また、衛星電話等各種の通信手段を利用した情報共有体制を構築
- ・原子力災害医療に対応できる人材の養成・確保
- ・安定ヨウ素剤の配布を迅速かつ円滑に行う体制を確保するため、国の指針等を踏まえ、UPZ圏内の各市町においてより具体的な配布計画を策定するとともに、医師会、薬剤師会をはじめとする原子力災害医療協力機関等との連携を強化
- ・資機材配備、施設設備整備、研修訓練の実施等による原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院の原子力災害医療体制の機能充実
- ・京都府原子力災害医療ネットワーク会議等を利用した、関係機関間の連携強化の推進

#### 災害時における要配慮者対策

- ・高齢者や障害者など、災害時に支援を必要とする要配慮者を含む誰もが避難所を快適に利用できるよう、避難所をユニバーサルデザイン化するためのガイドラインを作成し、市町村と連携した要配慮者対策の取組を推進
- ・原子力災害時においては、医療施設の入院患者、福祉施設の入所者及び在宅の重度の要配慮

者が速やかに避難できるよう、行政と医療・福祉関係団体が共同で設立した「京都府災害時要配慮者避難支援センター」において、要配慮者の受入施設の確保や受入先の調整を行うとともに、関係市町及び各施設の災害時要配慮者対策と連動させていく取組を推進

- ・大規模災害発生時に避難所において、保健師等と連携して福祉的な支援を行うことにより避難生活による二次災害を防止する「福祉避難サポートリーダー」及び「京都府災害派遣福祉チーム(京都DWAT)」を養成
- ・難病患者の災害支援については、安全が確保され良好な医療を継続できるよう、関係機関・関係団体と連携しながら、医療依存度の高い患者を対象に災害時安否確認リストを作成するほか、必要な者には個別の行動計画を策定するなど、市町村の災害時要配慮者対策と連動させていく取組を推進

## 成果指標

項目	現状値		目標値		出典
二次医療圏内において、災害拠点病院が保健所、災害医療コーディネーター、地区医師会等地域の関係機関と地域災害医療連絡協議会を設置し、定期的訓練を実施するなど連携体制を構築する医療圏	4医療圏	H28年度 (2016年度)	全医療圏	2023年度	京都府医療課 調べ
国の「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」と連動した「京都府救急医療情報システム」の入力訓練を実施している病院の割合	14%	H29年度 (2017年度)	80%	2023年度	
災害拠点病院の耐震化率	92%	H28年度 (2016年度)	100%	2023年度	厚労省 災害拠点病院現況調査
災害拠点病院のBCP(業務継続計画)の策定状況	31%		100%		

# 京都府における災害拠点病院

(平成29年5月1日現在)

